

CULTURE & ARTS BULLETIN

Gio は、消費者等に販売する婦人服等の製造を下請事業者 14 名に対して委託

- 違反行為の概要
 - ① 下請代金の支払までの期間を短縮する代わりに「値引（1.5%）」と称して、下請代金の額から約 1,527 万円を減額した。（下請事業者 1 名）
 - ② 消化仕入²を行っていたところ、下請代金の支払を保留した商品について下請代金を支払う際に、「値引き」として、下請代金の額から約 6,678 万円を減額した。（下請事業者 13 名）
- 公正取引委員会からの勧告の内容
 - 以下の 2 点について、株主総会の決議により確認すること
 - ・ 上記減額行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・ 今後、下請代金の減額を行わないこと
 - 下請法の遵守体制を整備すること など

下請法は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律ですが、適用の対象となる下請取引の範囲を取引当事者の資本金（又は出資金の総額）の区分と取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めています。下請法の適用対象となる下請取引に該当する場合には、親事業者は、書面の交付義務（下請法（以下略）3 条）、支払期日を定める義務（2 条の 2）、書類の作成・保存義務（5 条）、遅延利息の支払義務（4 条の 2）が課されるとともに、禁止行為として、受領拒否（4 条 1 項 1 号）、下請代金の支払遅延（4 条 1 項 2 号）、下請代金の減額（4 条 1 項 3 号）、返品（4 条 1 項 4 号）、買ったとき（4 条 1 項 5 号）、購入利用強制（4 条 1 項 6 号）、報復措置（4 条 1 項 7 号）、有償支給原材料等の対価の早期決済（4 条 2 項 1 号）、割引困難な手形の交付（4 条 2 項 2 号）、不当な経済上の利益の提供要請（4 条 2 項 3 号）、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（4 条 2 項 4 号）をすることは下請法に違反することになります。

本件で問題となった下請代金の減額は、実務上もたびたび問題になることが多い行為類型ですが、下請法は、下請事業者に責任がないにもかかわらず、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うことを全面的に禁止しており、値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当するとされています。また、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させること、下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定されたものの、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及して適用すること、下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から差

² 自己の顧客に商品を販売するまで下請代金の支払を行わないことにより、自己の顧客に販売した日を下請事業者の給付を受領した日として取り扱い下請代金の支払対象とするもの。

CULTURE & ARTS BULLETIN

し引くこと等も広く下請代金の減額に該当します。

ファッションやアパレル業界においては、下請事業者に対して製造・修理委託をする事業者が多数であると思われますが、下請事業者との取引においては、上記の親事業者の義務及び禁止行為に違反していないかを慎重にチェックするとともに、優越的地位の濫用と評価され得る状況が存在していないかについても検討をする必要があります。

(兼松 勇樹)

2. 経産省が地域の活性化に向けたアートプロジェクトの手引きとなる「×ART（かけるアート）スタートアップガイドライン」を公表

経済産業省は、2024年2月22日、地域の活性化に向けたアートプロジェクトの手引きとして「[×ART（かけるアート）スタートアップガイドライン](#)」（以下「本ガイドライン」といいます。）を[公表](#)しました。

経済産業省では、2022年6月に「[アートと経済社会について考える研究会](#)」を立ち上げており（[MHM Culture & Arts Journal - Issue 2 - \(2022年7月号 \(Vol.10\)\)](#)）もご参照）、同研究会が取りまとめた[報告書](#)（2023年7月4日公表）においては、地域・公共におけるアート活動を推進するための課題として、①ノウハウ等の不足、②リソースの不足、③制作や表現の場の制約などが指摘されていました。

本ガイドラインは上記課題への対応の一つとして制作され、全国の地域×アートの具体的な事例を紹介しつつ、地域と連携してアートプロジェクトを展開するにあたっての地域・事業主体・アーティスト等のプロジェクト段階に応じたそれぞれの役割分担をフローチャート式に図表やイラストを用いて分かりやすく説明しています。

また、アートプロジェクトにおいて、地域の空間の利活用は重要な課題の一つといえますが、他方で一定の専門的かつ法律的な知識が必要とされることからつまづきやすいポイントの一つとも思われます。この点、本ガイドラインでは、公共空間や民地の利活用に際しての法令による規制や手続、活用できる制度などについても解説されており、地域でのアートプロジェクトを展開しようとする人たちにとって大いに参考になると思われます。

例えば、本ガイドラインでは、公共空間の利活用について、①道路占用許可を柔軟に認める歩行者利便増進道路（ほこみち）制度や、②一定の要件を満たす場合において、民間事業者が営利目的で河川空間を利用することを可能とする河川敷地占用許可制度、③公園内での飲食店や売店等の設置と、その周辺の園路や広場等を一体的に整備・改修する民間事業者を公募によって選定する公募設置管理制度（Park-PFI）などが紹介されています。

①歩行者利便増進道路（ほこみち）制度は2020年に、③公募設置管理制度（Park-PFI）は2017年に、それぞれ導入された比較的新しい制度ですが、本ガイドラインの公表により各制度の認知度が高まり、より広く利用されることが期待されま

CULTURE & ARTS BULLETIN

す。

本ガイドラインを手引きとして、全国各地でアートプロジェクトによる地域活性化の取組みが広がることを願っています。

(佐藤 真澄)

3. グラフィティと著作権法・商標法（前編）

(1) グラフィティを取りまく状況

米国カリフォルニア州において、2024年1月12日、グラフィティ（Graffiti）の制作活動を行っているグラフィティライター複数名が、同人らが描いた「タグ（tags）³」が用いられている衣服が無断で販売されているとして、アパレルブランドである GUESS, Inc. 及び百貨店の Macy's, Inc. に対する訴えをカリフォルニア州連邦地方裁判所へ提起したことが報じられました⁴。本件訴訟において、グラフィティライターらは、GUESS, Inc. 及び百貨店の Macy's, Inc. による著作権侵害、パブリシティ権侵害、不正競争法違反などを主張しているとのこと。

1960年代末頃にニューヨークで始まったとされるグラフィティは、その成り立ちから、現在でも法に反する態様で制作されることが少なくなく、しばしばその処分や利用については争いが生じてきました。日本においても、他人の建築物や道路などの公共財を、所有者や管理者の許諾なく汚損させる行為は、刑事上は建造物等損壊罪（刑法 260 条）、器物損壊罪（同法 261 条）、軽犯罪法違反等の罪に問われる場合があることはもちろんのこと、民事上も、グラフィティが描かれた建築物等の所有者から、不法行為に基づく損害賠償請求（民法 709 条）が請求される可能性があります。他方、グラフィティライターからは、グラフィティはアート作品であり、また、作品そのものに一定のブランド価値が認められるとして、グラフィティに対する著作権や商標権に基づく主張がなされることもあります。本稿では、このようにグラフィティの制作態様の違法性と作品としての芸術性に起因して生じる法的問題のうち、著作権法及び商標権法上の問題を前編・後編に分けて概観します。

(2) グラフィティは著作物に当たるのか

まず、グラフィティは、その芸術性が評価され「グラフィティ・アート」と呼ばれることもあるところ、著作権の対象となる著作物に該当するのか問題となります。この点、著作権法は、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義しています（著作権法 2 条 1 項 1 号）。そして、ここでいう「思想又は感情」とは、特に学問的・哲学的・文学的である必要はなく、人の考えや気持ちが現れているものであればこれに当たると考えられています。また、著作物として著作権法上の保護が認められるためには、

³ 制作者であるグラフィティライターの名前等を描いたグラフィティのことをいいます。

⁴ 「バンクシーに非難された GUESS に、再び盗用疑惑。グラフィティアーティストのタグを無断利用か」ART news Japan, 2024.2.7 (<https://artnewsjapan.com/article/2022>)

CULTURE & ARTS BULLETIN

当該表現物に著作者の個性が何らかの形で顕れている必要があり、誰が書いても同様の表現となるようなありふれた表現は著作物には当たらないと考えられています（このような表現の独自性を「創造性」といいます）。他方、著作物性を認定するために、その制作態様が違法でないことは、現行の著作権法では要件とはなっていません。したがって、その制作態様に拘わらず、グラフィティに創造性が認められる場合には、当該グラフィティは著作物に該当し、これを制作したグラフィティライターには著作権が認められる可能性が高いと考えます。

(3) グラフィティの著作権が制限される場合

もっとも、グラフィティはその性質上、著作権が制限される場合があります。すなわち、著作権法上、美術の著作物の所有者又はその同意を得た者は、美術品を公に展示することが出来るとされています（著作権法 45 条 1 項）⁵。したがって、グラフィティが他人の所有物の上に描かれた場合、グラフィティライターは当該所有者やその同意を得た者がグラフィティを美術館において展示する等、公に展示することを差止めることは難しいと考えます。また、美術の著作物の所有者又はその同意を得ていなくても、美術の著作物が屋外⁶の場所に恒常的に設置されている場合には、専ら複製物の販売を目的として複製し、又はその複製物を販売する場合等を除いて、これを利用できるものとされていることから（同法 46 条）、グラフィティがそもそも屋外の場所に描かれている場合には、一部の例外を除いてこれを誰でも利用することが出来ることとなります。匿名グラフィティライターであるバンクシーのグラフィティについて、バンクシー「非公認」の展覧会が開催されていることがあります。上記のような、著作権法上の権利制限規定の適用のある形であれば、（道義的批判を受ける可能性は否定できないものの、）著作権法上は、著作権者のアーティストの許諾を得ずに、グラフィティを利用することが許容されていると思料します。

さらに、仮にグラフィティライターが建物の所有者に無断でグラフィティを描いた場合において、当該所有者に対して著作権を行使することは権利濫用（民法 1 条 3 項）に当たるとして許されないと評価される可能性がある点にも留意が必要です。

次号以降に掲載予定の後編では、グラフィティと著作者人格権の問題及び商標法による保護の可能性について解説をする予定です。

（瀧山 侑莉花）

⁵ ただし、美術の著作物の所有者又はその同意を得た者も、著作権法 46 条の場合を除いて、著作権者の承諾なく、美術品を屋外の場所に恒常的に設置することは認められない点にご留意ください（著作権法 45 条 2 項）。

⁶ 街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外をいいます（著作権法 45 条 2 項）。以下本項において同じ。

CULTURE & ARTS BULLETIN

上記は、無数にある法律のうちのごく一部であり、ひとつとして違反してよい法律はない。コンプライアンスを徹底し、その中で切磋琢磨していくことこそ、今後の芸能界の発展に必要であると思う。

([横山 経通](#))

【編集後記】

- ◇ 「×ART (かけるアート) スタートアップガイドライン」(Lawyer's Pick「2.」参照)は、これまでアートに馴染みのなかった企業や個人が、その活動にアートを取り込んだり、アートとコラボしたりするアイデアや方法論を生み出すヒントにあふれています。また、事例やイラストが多く用いられており、内容はもちろんのこと、ビジュアル的にも、親しみやすいものとなっています。地方の公共空間や空きスペースを利用したアート活動は、美術の内在的価値を超えて、地域コミュニティの活性化やブランド力向上に寄与するものとされています。本ガイドラインの公表を契機として、地方創生におけるアートの重要性や有用性が認識され、より多くの地域で新たな文化創造とアートの普及が促進されることが期待されます。
- ◇ AI 関連の動きが続いています。2月29日には、文化庁が「『AIと著作権に関する考え方について(素案)』に関するパブリックコメントの結果について」を公表し、「AIと著作権に関する考え方について(素案)」の修正版も公開されました。このように日本においてもAIに関するルール作りが急速に進められており、今後も動向を注視していく必要があります。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。CULTURE & ARTS BULLETIN / MHM Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてほしいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当：[小田 大輔](#)、[野々口 華子](#))